

青森県報

号外第九号

平成二十五年
二月二十七日
(水曜日)

目 次

条 例

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (議会事務局) …… 二

青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条
例…………… (同) …… 三

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第一号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第五条第五項中「第三項の規定により」を「第四項の規定により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 議員は、それぞれの常任委員となるものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

青森県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県政務活動費の交付に関する条例

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第二条（見出しを含む。）、第三条（見出しを含む。）、第四条、第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第七条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第七条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるものとする。

2 政務活動に要する経費は、別表のとおりとする。

第八条及び第九条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第十条を削る。

第十一条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「使途基準」を「政務活動費を充てること」ができる経費の範囲」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(透明性の確保)

第十二条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第十三条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第七条関係）

政務活動に要する経費

経費	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費

研修費	<ul style="list-style-type: none"> 一 議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費 二 団体等が開催する研修会、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	<ul style="list-style-type: none"> 一 議員が行う各種会議、住民相談会等の実施に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

附 則

1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行し、改正後の青森県政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付決定される政務活動費から適用する。

2 この条例の施行前に改正前の青森県政務調査費の交付に関する条例第五条の規定により交付決定された政務調査費については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭